ＡＩゴールド証券　くりっく株 365
取引ガイド及び取引要綱

２０２５年２月版

「取引所株価指数証拠金取引 くりっく株 365」は、株式会社 東京金融取引所の登録商標です。

ご注意

お取引開始の際には、「取引ガイド及び取引要綱」「取引所株価指数証拠金取引説明書及び約款」等を熟読し、取引の内容や仕組み、リスクについて十分にご理解をいただき、ご検討くださいますようお願い申しあげます。

取引所株価指数証拠金取引（くりっく株 365）は、証券取引所や商品取引所で売買される取引所取引と同様に、東京金融取引所（金融取）で取引される株価指数証拠金取引です。

取扱業者は、東京金融取引所の統一した基準によってお客様の受託業務を行いますが、お取引される会社によって証拠金の額や手数料には違いがあります。

取扱業者は、東京金融取引所の厳格な参加基準に適合した会社であり、金融商品取引法に基づいてお客様が差し入れた証拠金の全額を取引所に預託する義務があります。

取引所株価指数証拠金取引は、他の店頭で取引されている株価指数証拠金取引とは異なるルールがございますので、内容や取引手法等を十分にご理解いただくことが重要です。

目次

取引所株価指数証拠金取引のリスク等重要事項のご説明 1
くりっく株 365 の特徴 3
ロールオーバー 4
金利相当額 4
配当相当額 4
くりっく株 365 の税制 5
取引の流れ 6
取引コースのご案内 8
取引画面イメージ 11
注文方法 12
決済注文について 15
売買の計算例 17
両建て時の必要（維持）証拠金額について 18
両建て取引に関する重要事項 19
証拠金状況の見方 20
証拠金の計算 21
ロスカット 22
不足金 23
入出金に関する事項 24
取引要綱 26
各株価指数のライセンサーに関するディスクレーマー 31
お取引口座に係る重要なご案内 33
お預りのみの口座の取扱い 33
お預りがなくなった口座の取扱い 33
長期に亘り連絡が取れなくなった口座の取扱い 33
会社案内 34
個人情報保護宣言 35
個人情報の利用目的 38
勧誘方針 39
反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針 39
お問い合わせ 42

取引所株価指数証拠金取引のリスク等重要事項のご説明

【価格変動リスク】

取引所株価指数証拠金取引は、取引対象である株価指数や ETF の価格の変動に伴い差損が生じる場合があり、元本や収益が保証されるものではありません。建玉を維持するために追加で証拠金を差し入れる必要が生じる場合があります。また、差入証拠金以上の損失が生じる場合があります。また、金利相当額および配当相当額については、受取額が減少または支払額が増加する可能性があります。

【レバレッジリスク】

取引所株価指数証拠金取引は、取引の額が預託された証拠金に比して大きくなるため、価格変動リスクその他のリスクがその比率に応じて増幅されます。お取引にあたっては、レバレッジ（てこ）リスクに充分留意され、余裕のあるお取引を心がけていただきますようお願いいたします。

【流動性リスク】

取引所株価指数証拠金取引で提示するレートには価格差（スプレッド）がございます。取引所株価指数証拠金取引では、マーケットメイカーが買気配および売気配を提示し、それに対して投資家がヒットをして取引が成立する方式を取っています。そのため、状況（天変地異、戦争、政変、各国の法制や金融政策・規制の変更、株価指数の構成銘柄を上場する各取引所の制度変更、当該指数を原資産とする先物取引に係る取引制限、各国の商品市場等に係る政策・規制の変更、ETF を上場する各取引所の制度変更・取引制限、ETF に関連する商品先物取引に係る取引制限、情報配信の遅延・停止、相場の激変等）によって、マーケットメイカーによる買気配および売気配の安定的、連続的な提示が難しくなることがあり、その結果、投資家に不測の損失が生じる可能性があります。また、平常時においても、流動性の低い株価指数や ETF の取引を行う際には、希望する価格での取引ができないなどの不利益を被ることがあります。

【予想配当に関するリスク】

配当相当額については、原則として「買建玉」を保有している場合は受け取り、「売建玉」を保有している場合は支払いが発生します。配当相当額は指数構成銘柄の権利付最終日における予想配当に基づき、その後の株価指数の値に与える理論上の影響値として、東京金融取引所が算出するものです。したがって、取引所株価指数証拠金取引に係る配当相当額は、実績配当に基づき算出される配当相当額や指数構成銘柄の現物についての予想配当および実績配当とは異なります。

【金利変動リスク】

円や外貨の金利水準が変動すること等により、保有するポジションの金利相当額の受取額が減少、または支払額が増加する可能性があります。

【為替リスク】

海外株価指数証拠金取引については、マーケットメイカーが為替リスクを勘案して買呼び値及び売呼び値を提示するため、為替相場の状況によってはスプレッドが拡大し、想定していた価格で取引ができない等の不利益を被る可能性があります 。

【システム障害リスク】

取引参加者及び東京金融取引所のシステム、または投資家、インターネット業者、東京金融取引所の間を結ぶ通信回線等に障害が発生した場合には、相場情報等の配信、注文発注・執行等が遅延したり、不可能になることがあり、その結果、不測の損失が発生する可能性があります。

【情報リスク】

取引参加者または金融商品仲介業者または媒介業者からご提供させていただく情報は、取引所株価指数証拠金取引の参考としていただく資料です。その記載情報は、信頼性、正確性、完全性において保証されるものではございません。また、情報内容も予告なしに変更することもございます。

【信用リスク】

取引所株価指数証拠金取引において、お客様が取引参加者に預けた証拠金は全額を取引所に預託することとなっております。また、取引所に預託された証拠金は取引所が分別管理しているため、原則として全額保全されます。しかしながら、取引参加者が破たんした場合には、その他の不測の損失を被る可能性があります。

くりっく株 365 の特徴

【日経平均株価（日経 225）がほぼ 24 時間取引可能】
くりっく株 365 の「日経 225 証拠金取引」では、現物の株式市場や「日経 225」を対象とする先物取引に設けられている前場や後場といったセッションもなく、ほぼ 24 時間の取引ができます。このため、日本では株式市場が開いていない夜間や日本の祝日でも、海外の主要な株式市場動向の影響を受けた「日経 225」の値動きを見逃さずに、リアルタイムで取引できます。

【海外の株価指数を円建てで取引】
「くりっく株 365」では、マーケットメイカーが円建てで取引価格を提示するので、「為替レート」を気にすることなく、株価指数の価格をそのまま「円価格（＝円建て）」で取引できます。そのため、一般の投資家の皆様にとってはとてもシンプルな仕組みになっています。

【くりっく株 365 の配当や金利の仕組み】
「くりっく株 365」では、現物株と同じように権利確定日に『買い』ポジションを持っていれば、株価指数の構成銘柄に配当が出た場合、株価指数を基にした配当相当額を受取ることができます。ただし、『売り』ポジションを持っている場合には、逆に配当相当額を支払うことになります。
「くりっく株 365」では、配当相当額の受払いのほかに、金利相当額の受払いも発生します。『買い』ポジションを持つ場合は、金利相当額の支払いが必要となり、『売り』ポジションを持つ場合は、金利相当額を受取ることが出来ます。

【証拠金の保護】
「くりっく株 365」では、お客さまからお預かりした証拠金は、金融取に全額預託することが義務づけられています。そのため、取引参加者が万一破綻したような場合でも、金融取に預託された証拠金は原則として全額保護されます。

【取引参加者の厳格な資格要件】
「くりっく株 365」では、金融取の基準にもとづく資格要件を満たした業者のみが取引参加者として取引所取引に参加できます。
金融取では、資本金や自己資本規制比率などの要件について、金融商品取引法で定められた金融商品取引業者の登録基準よりも厳しい数値基準を設定しており、「くりっく株 365」の取扱業者は相対的に高い財務基盤を求められていると言えます。

【マーケットメイク方式による価格提供】
「くりっく株 365」では、複数の金融機関(マーケットメイカー)が提示する価格のうち、その時点で最も有利な価格がシステムで自動的に合成され、気配値および数量が提供されますので、透明性の高い価格提供方式です。詳しくは P13 をご覧ください。

ロールオーバー

くりっく株 365（取引所株価指数証拠金取引）では、2 銀行営業日後に決済されるものを取引対象としています。毎日取引を繰り延べる処理をするため、リセット日までの期間において取引していただけます。また、くりっく株 365 は海外株価指数の取引でも円建て取引となるため、海外の祝日は考慮せず、日経 225 と同じ決済日となります。

くりっく株 365 において、各取引日終了時までに反対売買されなかった建玉は付合せ時間帯終了時に建玉が消滅し、同時に消滅した建玉と同一内容の決済日が翌営業日に繰り延べされた建玉が発生します。これを「ロールオーバー」と言います。この際、金利及び配当に相当する金額の受け払いが発生します。ロールオーバーは決済されない限り、自動的に行われます。また、ロールオーバーには手数料は発生しません。

ただし、リセット日にはリセット（リセット付株価指数等証拠金取引において、取引最終日の終了時までに、転売・買戻しが行われなかったために決済されない建玉を、リセット日においてリセット値により決済することをいいます。以下同じ。）を行うため、ロールオーバーされません。

金利相当額

くりっく株 365（取引所株価指数証拠金取引）の建玉については、毎日のロールオーバー時に「金利相当額」の受払が発生し、決済時に清算される仕組みになっています。「金利相当額」は買い方が支払い、売り方が受け取りとなります。また、 建玉 1 枚当たりの「金利相当額」は、株価指数や ETF 毎に日々一本値で決定されており、その絶対額は買い方・売り方とも同一金額になります。

「金利相当額」の適用金利は、日経 225 の適用金利については、日本銀行が決定する各取引日の無担保コール翌日物金利速報（平均）が、海外指数の適用金利には各対象指数の先物市場価格から東京金融取引所が算出する金利が用いられます。

配当相当額

株価指数を構成する銘柄について配当金の支払いが見込まれる場合には、その権利付最終日において配当相当額の受払が行われます。「配当相当額」は、予想される配当金の支払いが株価指数に与える理論上の影響値に相当する金額に基づいて、東京金融取引所が算出・公表します。

「配当相当額」は原則として「買建玉」を保有している場合は受け取り、「売建玉」を保有している場合は支払いが発生します。

※ 配当相当額の権利の判定は決済日ではなく、取引日が基準となります。

※ ＤＡＸ®証拠金取引については、配当相当額は発生しません。ＤＡＸ®はドイツ証券取引所の登録商標です。

※ ETF 取引（金・原油）については、配当相当額は発生しません。

※ 現物株を保有する株主に与えられる「株主優待」は、「くりっく株 365」には適用されません。

配当相当額の受取を狙った売買に関するご注意

配当相当額とは、権利付き最終日から権利落ち日にかけて、指数構成銘柄に見込まれる予想配当による理論上の指数下落額を東京金融取引所が算出した額です。このため、配当相当額の受取による利益獲得を目的として買い取引を行っても、理論上は受け取った配当相当額分だけ指数価格が下落しますので、経済的な合理性はありません。

くりっく株 365 の税制

① 申告分離課税で税率は一律

個人が行ったくりっく株 365 で発生した損益（手仕舞いで発生した売買損益及び金利・配当相当額の合計が益金の場合をいいます。以下、同じ。）が益金となった場合は、雑所得として申告分離課税の対象になり、確定申告をする必要があります。くりっく株 365 の所得（手数料等の必要経費を控除した後の課税所得）に対する税率は、所得金額にかかわらず一律で、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%（※）、地方税が 5%となります。法人の場合は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

（※） 復興特別所得税は、2013 年から 2037 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（所得に対して 0.315%）が、追加的に課税されるものです。

- ◆ 給与所得や一時所得に対する税率は所得に応じた累進税率です。
- ◆ 所得税は確定申告時に納付、住民税は賦課方式（特別徴収または普通徴収）での納付となります。

② 他の上場・非上場先物取引等との損益通算が可能

くりっく株 365 で生じた損益は、くりっく 365（取引所為替証拠金取引）、日経平均先物などの有価証券先物取引、金先物などの商品先物取引、店頭為替証拠金取引を含む店頭金融デリバティブ取引、及び店頭商品デリバティブ取引において発生した損益と損益通算した金額を課税申告することが可能です （一部の店頭取引には損益通算の対象外となるものがあります。）。

③ 損失が発生した場合、翌年以降３年間にわたり損失を繰り越すことが可能

くりっく株 365 で生じた損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、確定申告により、翌年以降３年間にわたり、先物取引に係る雑所得等の金額から繰越控除できます。

税金・社会保険料に関するご注意　～特に専業主婦など被扶養者のお客様へ～

くりっく株 365 を含む先物取引で利益が生じると、社会保険上の被扶養者該当要件を満たさなくなったり、扶養者の税法上の所得計算において配偶者控除等の対象から外れたりすることがあります。そのため、お客様自身の税金・社会保険料に影響するだけではなく、扶養者のそれにも影響することがありますのでご注意ください。

具体的な取扱いについては、健康保険組合・社会保険事務所や税理士等にご確認ください。

ここでは、くりっく株 365 の所得にかかる税制の一般的な概要を記載しています。個別または具体的な税務上の取扱いについては、直接税務当局に確認する、国税庁ホームページ等で調べる、税理士に相談する、など、お客様ご自身でご確認ください。

取引の流れ

１．はじめに

お取引を始める前に、取引ガイド及び取引要綱、取引所株価指数証拠金取引説明書、約款、受託契約準則及び約諾書をよくお読みください。
取引の内容や仕組み、リスク等について、十分にご理解のうえ、お申込みください。

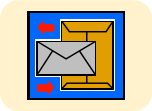

２．口座設定書類の提出

口座設定に必要な書類の必要事項をご記入、ご捺印のうえご提出ください。

口座設定申込書、確認書及び申告書、誓約書兼宣誓同意書、同意書、口座設定約諾書、個人番号（マイナンバー）に係る申請書、その他当社が提出をお願いする書類

※　金融商品仲介業者または媒介業者に取引所株価指数証拠金取引の委託の媒介を依頼する場合には、媒介約諾書のご提出も必要です。

本人確認書類

口座設定時に、お客様ご本人の氏名と住所、生年月日、個人番号を確認できるものが必要となります。

※　外国籍のお客様には、本人確認書類に加えて、在留期間・在留資格等の確認書類が必要となります。（在留カード・特別永住者証明書等の写し）

３．審査

口座設定書類のご提出により、社内規程に基づき審査をいたします。
お取引等のご理解状況の確認や適合性の確認のために電話にてご連絡いたします。
（書類に不備が認められた場合、審査の対象外となる場合がございますので、ご記入漏れにご注意ください）

４．ログインＩＤ等発行

審査が無事終了しますと、お客様に**ログインＩＤ、パスワード**を発行いたします。
口座設定申込書に記載のご自宅住所宛てに転送不要の書留郵便にてログインＩＤ、パスワードが記載された通知書（口座開設通知書）をお送りいたします。

５．証拠金の預託

クイック入金のご利用、または当社の指定銀行口座にお振込みください。
お振込先は口座開設通知書にてご案内いたします。不明の場合はまたは下記までお問い合わせください。

AI ゴールド証券　コンサルティング部　：　０１２０－９５－８１８１

６．お取引

【総合コースの方】

お電話での売買注文の際には、くりっく株 365（CFD）の取引であることを伝えたうえ銘柄及びリセット日が属する年、売買の区別、新規/決済の区別、取引執行方法、取引単位数、注文の有効期限、その他の条件をご指示ください。お客様の取引画面にログインしていただき、ご自身で注文を入力することもできます。

【インターネットコースの方】

当社ホームページより、お客様の取引画面にログインしていただき、ご自身でご注文を入力してください。操作手順につきまして、「くりっく株 365 操作マニュアル」をご参照ください。

【取引画面の利用に必要な環境】

ＯＳ	Windows 10、Windows 11 Mac OS X v10.13 .6 High Sierra Mac OS X v10.14 .6 Mojave
ブラウザ	Microsoft Edge 最新版 Google Chrome 最新版 Safari　最新版
プラグイン	Adobe Reader

７．書類の交付

【総合コースの方】

下記の書類を郵送いたします。(「書面による郵送の停止」を選択され、インターネットコース同様に電子交付扱いとする事もできます。)

① 取引報告書（売買があった取引日毎）
② 証拠金受領書または入出金明細書（入金があった取引日毎）
③ 取引残高報告書（四半期毎、但し、電子交付については毎月末）
④ 年間損益報告書（毎年１月下旬頃）
⑤ 取引説明書（年１回以上、交付時期は当社が任意に設定）
⑥ その他の重要文書等（不定期）

【インターネットコースの方】

取引に関る報告書や重要文書は、書面による交付に代えて電子交付とさせていただきますので、取引画面にてご確認ください。

但し、④（年間損益報告書）及び⑥（その他の重要文書等）のうち当社が必要と認めたものにつきましては、郵送扱いとなります。

８．証拠金の返還

取引時間内に預託証拠金の出金依頼があったお客様には、翌銀行営業日にお客様名義の指定口座へ送金いたします。振込手数料はＡＩゴールド証券負担です。

取引コースのご案内

区分／コース	① インターネットコース	② 総合コース
コース内容	インターネットを使いお取引いただくコースです。	お電話にてご注文や相場情報を含めた運用のご相談をお受けするコースです。
取引画面入力	注文の発注・変更・取消、出金依頼など取引画面への入力は。インターネットを使いお客様自身で取引画面に入力いただきます。 パソコン障害等の緊急時には、お電話での指示も受け付けますが、電話注文の場合は適用手数料が異なります。(9P をご参照ください。)	お電話での指示で、注文の発注・変更・取消、出金依頼など取引画面への入力は当社、金融商品仲介業者または媒介業者が代行します。 ※ インターネットコースと同様に、お客様自身で取引画面に注文等を入力することも可能です。
報告書等	・取引報告書 ・証拠金受領書 ・取引残高報告書（月次報告書） ・年間取引報告書などの報告書 ・および取引説明書などの重要文書は電子交付となりますので、取引画面でご確認ください。 なお、年間損益報告書及び重要性等の観点で当社が必要と判断した書類は郵送扱いとなります。	・取引報告書 ・証拠金受領書 ・取引残高報告書（四半期報告書） ※ 電子交付については月次報告書 ・年間損益報告書などの報告書 ・および取引説明書などの重要文書は原則郵送いたします。 「書面による郵送の停止」を選択され、インターネットコース同様に電子交付扱いとする事もできます。
費用	口座設定や口座維持にかかる費用はございません。 年間損益報告書の作成費用は無料です。但し、その他の報告書等の郵送を頻繁に希望された場合、作成および郵送費用を請求させて頂くことがあります。	口座設定や口座維持にかかる費用はございません。 報告書等の作成・送付費用も無料です。

各コースの手数料は、取引の種類毎に下表の通りです。

① インターネットコース

取引の種類	手数料（うち媒介手数料）　（1枚あたり片道、消費税込み）
日経225リセット付証拠金取引	４４０円　（２２０円） 但し、電話注文時は８８０円（４４０円）
DAX®リセット付証拠金取引	
FTSE100リセット付証拠金取引	
日経225マイクロリセット付証拠金取引	１１０円　（７７円） 但し、電話注文時は２２０円（１５４円）
NYダウリセット付証拠金取引	４４円　（２２円） 但し、電話注文時は８８円（４４円）
NASDAQ-100リセット付証拠金取引	
ラッセル2000リセット付証拠金取引	
金ETFリセット付証拠金取引	３３０円　（１６５円） 但し、電話注文時は６６０円（３３０円）
プラチナETFリセット付証拠金取引	
銀ETFリセット付証拠金取引	２２０円　（１１０円） 但し、電話注文時は４４０円（２２０円）
原油ETFリセット付証拠金取引	２６４円　（１３２円） 但し、電話注文時は５２８円（２６４円）

② 総合コース

取引の種類	手数料（うち媒介手数料）　（1枚あたり片道、消費税込み）
日経225リセット付証拠金取引	３，０８０円　（２，１５６円）
DAX®リセット付証拠金取引	
FTSE100リセット付証拠金取引	
日経225マイクロリセット付証拠金取引	７７０円　（５３９円）
NYダウリセット付証拠金取引	３０８円　（２１５．６円）
NASDAQ-100リセット付証拠金取引	
ラッセル2000リセット付証拠金取引	
金ETFリセット付証拠金取引	２，３１０円　（１，６１７円）
プラチナETFリセット付証拠金取引	
銀ETFリセット付証拠金取引	１，５４０円　（１，０７８円）
原油ETFリセット付証拠金取引	１，８４８円　（１，２９３．６円）

◆　取引コース全般に係る注記

（注 1）カッコ書きの金額は、お客様が媒介口座を利用された場合に、手数料のうち金融商品仲介業者または媒介業者へ支払う媒介手数料を表しています。

（注 2）総合コースでは、日計り取引に該当した場合、決済手数料はいただきません。
（日計り取引とは、1取引日の取引時間中に、新規にポジションを建てる取引とそれを決済する取引の両方を行い、1取引日中に損益が確定する取引形態です。）

（注 3）各コースとも、建玉整理（同一銘柄の売り建玉と買い建玉を同時に決済する手法）に伴う決済手数料はいただきません。

（注 4）手数料は取引ごとに発生いたします。証拠金預託額からの控除は各取引の受渡日（原則、取引日の翌々取引日）に反映いたします。

（注 5）取引コースを変更する場合、取引参加者が定めるコース変更手続きが必要になります。

（注 6）キャンペーン等により別途手数料が適用される場合があります。適用される場合には別途のご案内をご確認ください。

（注 7）リセット日におけるリセット手数料は通常手数料となります。

（リセットにおいて、同一銘柄での売り建玉と買い建玉同枚数分について建玉整理の対象とはなりません。全ての保有建玉に対して決済手数料が発生しますのでご注意ください。）

取引画面イメージ

【取引レートの見方】

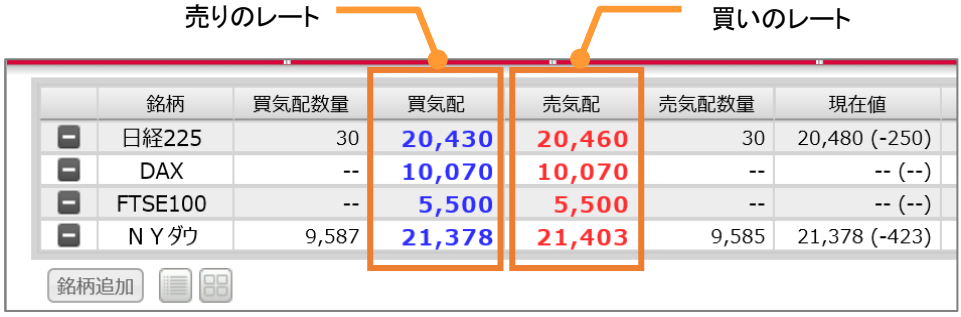

【ツーウェイ方式】
お客様が取引できる
売りと買いのレートを
同時に提示する方式

項目	意味
買気配数量	買気配の価格でお客様が「売る」ことが可能な枚数
買気配（ビッド）	お客様が「売る」ことが出来るレート（「新規売」「売決済」するレート）
売気配（オファー）	お客様が「買う」ことが出来るレート（「新規買」「買決済」するレート）
売気配数量	売気配の価格でお客様が「買う」ことが可能な枚数

※ くりっく株 365 で提示するレートには買気配と売気配とで価格差（スプレッド）があります。
※ 現在値は、直近の約定価格の表示でありその価格で約定するとは限りません。発注時の気配値によります。
※ 市場の急変等により、気配値が表示されなくなることがあります。

注文方法

成行注文

価格を指定せず、発注した時に市場で売買できる価格にて即時に取引を成立させる注文手法です。

市場で提示されている買気配や売気配の数量によっては、注文が分割して成立したり、成立値段が一部異なったものとなる可能性があります。なお、相対する買気配や売気配が無く、注文の一部又は全部が即時に成立できない場合には、残った注文数量は成立するまで有効な注文となります。

> ※ プレオープン時間を含めて、取引所の受付時間中に発注した成行注文は、全て成立するまで有効な注文となり取消できません。取引所の受付時間外のため取引所へ発注していない注文（注文一覧で「受付中」と表示されます）に限り訂正・取消が可能です。

指値注文

指定した価格又はそれより有利な価格で取引が成立する注文手法で、価格の限度（売りであれば下限価格、買いであれば上限価格）を示して行う注文です。あらかじめ、取引をしたい価格が明確になっている場合に使います。指値注文は、成立するまで又は注文を取消するまで有効な注文となり、その注文の有効期限が終了するまで残ることとなります。

逆指値注文（トリガ（成行）注文）

発注時に指定した価格（以下“逆指値価格”といいます。）以上に実勢価格が上昇した時に成行の買い注文が出される注文、または逆指値価格以下に実勢価格が下落した時に成行の売り注文が出される注文です。

例えば、買いポジションを保有している時、思惑が外れて相場が下落した際の損失拡大を防ぐため、逆指値注文であらかじめ損切りの決済注文を入れておく、といった利用方法があります。また、相場が一定のボックス圏から離れて上昇（下降）トレンドに入ったら順張りの新規買い（売り）を入れたい、といった場合にも利用できます。

> ※ 逆指値注文は、逆指値価格到達後、成行注文として発注されますので、逆指値価格とは異なる価格で約定することがあります。
> ※ 逆指値注文の場合、逆指値価格での約定成立を保証するものではありませんし、逆指値価格よりも不利なレートで成立する場合があります。

ストップリミット注文（トリガ（指値）注文）

逆指値価格以上に実勢価格が上昇した時に指値の買い注文が出される注文、または逆指値価格以下に実勢価格が下落した時に指値の売り注文が出される注文です。逆指値価格に達した時に出される注文が指値注文ですので、逆指値注文に比べると、逆指値価格から著しく乖離した価格での約定を防ぐ効果があります。

発注時には逆指値価格に加え、逆指値価格に達した時に発注される注文の指値を入力する必要があります。

> ※ OCO 注文（次項参照）では利用できません。
> ※ 逆指値価格到達後に出されるのは指値注文ですので、必ずしも約定が成立するとは限りません。このため、思惑が外れた場合に損失を早期に確定させる目的には不向きな注文方法です（逆指値注文をご利用ください。）。

逆指値注文・ストップリミット注文の際のご注意

※ 買いの場合、成立価格又は買い気配価格が逆指値価格以上になると成行又は指値の注文が発注されます。

※ 売りの場合、成立価格又は売り気配価格が逆指値価格以下になると成行又は指値の注文が発注されます。

※ 為替証拠金取引と株価指数証拠金取引では、気配値の対象が異なりますので、ご注意ください。

ＩＦＤ注文（ＩＦＤＯＮＥ注文）

新規注文（ＩＦ注文、１次注文）と決済注文（ＤＯＮＥ注文、２次注文）を同時に行う注文方法で、新規注文が約定した時点で決済注文が発注されます。例えば、新規の買いポジションを作るための買い指値注文が約定した場合に、そのポジションを転売して利喰うための売り指値注文を発注する時に利用できます。

新規注文（ＩＦ注文・１次注文）は、成行・指値・逆指値のいずれかが選択できます。

決済注文（ＤＯＮＥ注文・２次注文）は、指値・逆指値・OCO のいずれかが選択できます。

取引イメージ

現在、日経 225 は 35,000 円です。

- 34,900 円になったら新規買い（ＩＦ注文）
- ＩＦ注文が成立したら、35,100 円の決済売り（ＤＯＮＥ注文）

のように新規注文と決済注文を同時に出せます。

※ IFD 注文の必要証拠金額は片道分となります。

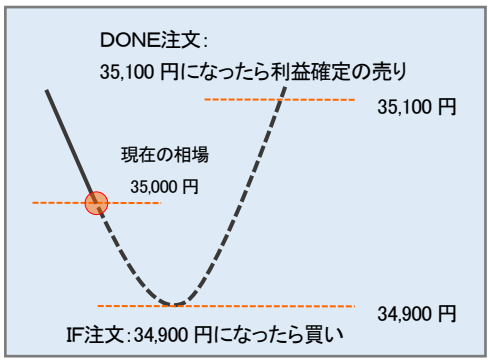

ＯＣＯ注文

買い指値注文と買い逆指値注文あるいは売り指値注文と売り逆指値という２つの注文をセットで発注し、一方（例えば買い指値注文）が約定したら、もう一方の注文（買い逆指値注文）が自動的に取消される注文手法です。OCO は One Cancel the Other の省略形です。一方の注文の全部ではなく、一部数量のみ（例えば１０枚の買い指値注文のうち３枚）が約定した場合には、その約定した数量分だけもう一方の注文（買い逆指値注文３枚）が取消されることになります。

OCO 注文は、例えば保有ポジションの反対売買として、利喰いと損切り注文を同時に入れる場合に利用できます。また、相場がボックス圏で推移している時に新規の買いポジションを作る場合、指値注文で底値付近での買いを狙いつつ、相場がそのレベルまで下がることなくボックスを抜けて上昇トレンドに入った時には順張りで追随の買い注文を入れたい、といった場合にも利用できます。

取引イメージ

日経 225 で 35,000 円の買いポジションを保有しています。

- 35,100 円になったら転売　（利食い）
- 34,900 円になったら転売　（損切り）

の 2 通りの注文を出せます。

※ 一方の注文が約定すれば、もう一方の注文は取消されます。

※ OCO 注文で、指値注文と組み合わせができるのは逆指値注文のみとなります。

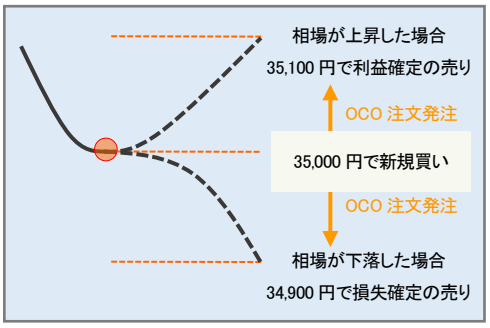

ストリーミング注文

リアルタイムで表示されている取引画面上の「買気配」値、又は「売気配」値をクリックしてIOC注文を発注するという注文手法です。IOCとはイミディエイトオアキャンセルの略で、指定した値段よりも有利な値段で注文時に即時取引できない場合には成立しなかった残りの注文数量はすべて不成立となり、取り消されます。

※ 付け合わせ時間帯以外（プレオープン時を含む）は注文できません。

注文全般に関する注意事項

※ 成立前の指値注文・逆指値注文・ストップリミット注文は、指定値段の変更・注文数量（減数）及び注文の取消ができます。

※ 新規・決済にかかわらずネットポジションを拡大させる注文を発注する場合、該当する発注証拠金額に手数料を加えた金額以上の発注可能額が必要となります。

※ 注文の有効期限は、ＤＡＹ（当日）ＷＥＥＫ（週末）とＧＴＣ（無期限）のいずれかが選択できます。

新規/決済選択項目におけるご注意

※ 注文（入力）通常ページで「決済」を選択すると、先入先出法により最も古い建玉から順次決済されることになります。（先入先出法による決済）

※ 注文（入力）通常頁で「ＦＩＦＯ」と選択すると、発注時にＦＩＦＯ注文の反対建玉を保有している場合、注文数量分の反対建玉は先入先出法による決済注文となり、超過する数量分は新規注文として扱われます。（既に決済指値等により拘束されている建玉は除く）

マーケットメイク方式の留意事項

マーケットメイク方式とは、取引の流動性を確保するため、マーケットメイカーが売り気配値と買い気配値を提示する市場の形態で、投資家の注文はマーケットメイカーの注文と相対することで取引が成立します。

くりっく株365で採用されているマーケットメイク方式の場合、価格優先・時間優先の原則はオークション方式と同様に適用されますので、例えばお客様が買い指値注文を出した場合には、価格及び時間で優先される他の投資家の注文を上回る十分な数量の『売気配値』が当該買い指値以下で提示されたときに初めて成立することとなります。

マーケットメイク方式では、投資家の注文は全てマーケットメイカーの注文と相対し、投資家同士の注文が出合うことはありません。このため、マーケットメイカーの買い（売り）の気配値に対してほかの投資家の売り（買い）が約定した場合に、自分の出した買い（売り）指値よりも安い（高い）価格で取引が成立することがあり、直近値や安値（高値）が自分の買い（売り）指値よりも安い（高い）値段で表示されていたとしても、当該買い（売り）指値が成立しているとは限りません。

＜具体例＞

✧ お客様は、指値35,000円で日経225 の“買い注文”を出しています。

✧ 『買気配34,990－売気配35,010』のレートが提示されている時に、別の投資家が成行で“売り注文”を出すと、市場では34,990円で取引が成立します。

✧ この場合、市場における安値／直近値は買指値より安い34,990円と表示されますが、お客様の注文は成立しません。

決済注文について

決済方法は指定決済方式と先入先出方式から選択できます。

指定決済方式

建玉照会で保有しているポジションの中から、決済したいものを指定して注文を出す方法です。

決済建玉の指定方法

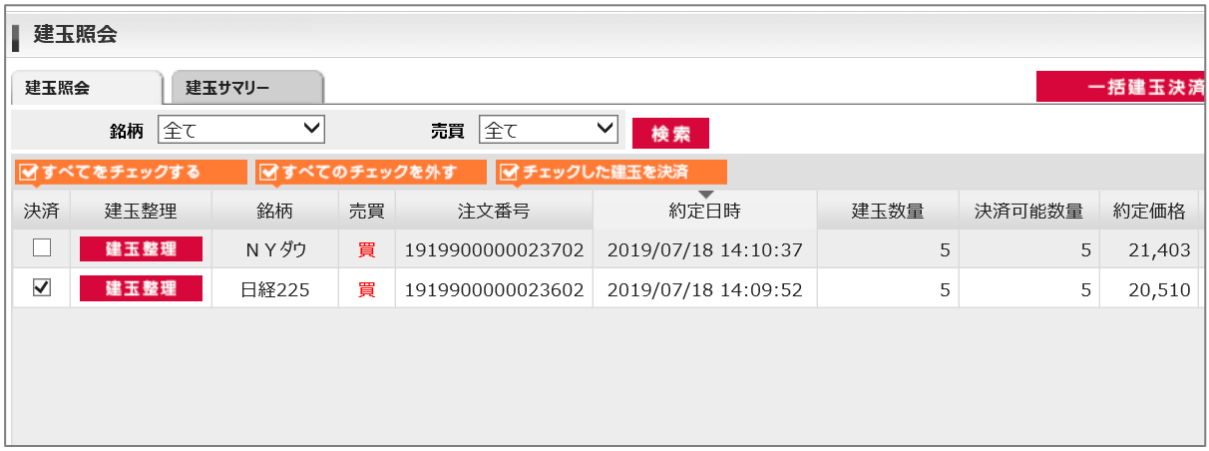

取引画面の『建玉照会』から、決済したい建玉を選び、「決済」の項目ボタンをクリックします。
『建玉サマリー』で決済建玉を選んだ場合、先入先出方式で決済されます。

建玉指定決済注文画面が開きますので、＜銘柄＞が指定した株価指数であること＜ 新規／決済 ＞が『決済』になっていることを確認し、上部の注文方法タブから注文方法を選択します。
決済注文内容を入力し、下部には決済対象玉の情報が表示されますのでコチラも確認の上、「注文確認画面へ」ボタンをクリックします。
クリックすると「建玉指定決済注文(確認)画面」へ遷移しますので、注文内容を確認し「注文発注」ボタンをクリックすることで決済注文が完了します。
注文が受け付けられると注文照会画面に注文内容が表示されます。

先入先出方式

同一銘柄の保有ポジションに対して反対の売買が成立した際に、自動的に最も古い建玉から順番に決済する方法です。
取引画面の『注文（入力)』の、＜新規／決済＞で決済を選択します。

※ 一回の注文で一度に発注することができるのは同一銘柄・同一売買区分で保有する建玉数が上限となります。
※ 決済の対象建玉を指定する際には指定決済方式による決済注文となりますのでお間違いのないようご注意ください。

ＦＩＦＯ注文

発注時に新規/決済を指定しない注文で、建玉状況（注）によりシステム側で新規注文または決済注文を決定する注文方法です。

※ ＦＩＦＯ注文発注時に注文の反対ポジションを保有していない場合、全て新規注文として発注されます。
※ ＦＩＦＯ注文発注時に注文の反対ポジションを保有している場合は、先入先出方式による決済注文が優先され、残りは新規注文として発注されます。
（注）決済注文により拘束されている建玉は除く

建玉整理注文

同一銘柄の売りポジションと買いポジションを同時決済するときに利用する注文方法です。市場に注文を出さずに同値で決済することができます。どちらか一方のポジションの保有枚数が多い方に合わせて反対ポジションを複数指定することもできます。また、建玉整理には手数料はかかりません。

一括建玉決済（全決済注文）

決済注文にて拘束されていない保有ポジションを一括で決済するための注文発注方式です。決済注文にて拘束されている建玉が存在した場合、全建玉の決済とはなりませんのでご注意ください。
（全決済注文による一括決済を行う場合には、事前に指値注文等の取消が必要です。）

※ 決済可能部分の決済処理について、両建範囲外の建玉は通常決済され、両建分の建玉は建玉整理による決済となります。

売買の計算例

例１）日経 225 を 35,000 円で 10 枚新規買い、30 日後に 35,100 円で売り決済した場合

※ 建玉保有期間中（30 日間）の金利相当額は 1 枚あたり 30 円の支払い、配当相当額は 1 枚あたり 1,000 円の受取りと仮定

売買損益

（35,100 円 － 35,000 円）×100 倍 ×10 枚
＝ 100,000 円

金利相当額

▲30 円×10 枚＝ ▲300 円（300 円の支払）

配当相当額

1,000 円×10 枚＝10,000 円（10,000 円の受取）

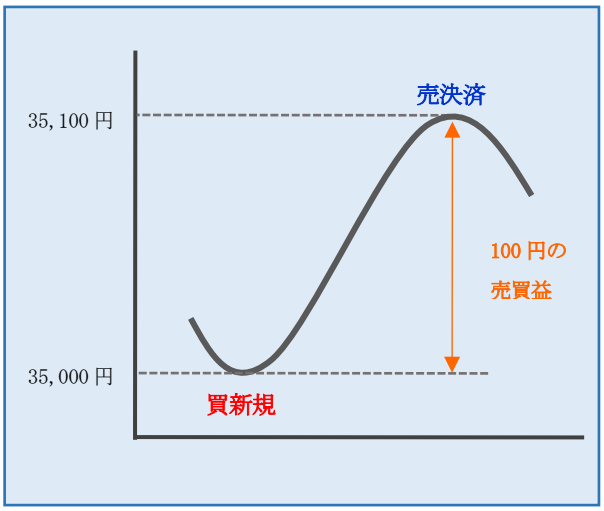

取引損益は 109,700 円の利益となった

取引損益 ＝
売買損益 ＋ 金利相当額 ＋ 配当相当額

※ 取引に伴う手数料は別途発生いたします。

例２）日経 225 を 35,100 円で 10 枚新規売り、30 日後に 35,000 円で買い決済した場合

※ 建玉保有期間中（30 日間）の金利相当額は 1 枚あたり 30 円の受取り、配当相当額は 1 枚あたり 1,000 円の支払いと仮定

売買損益

（35,100 円 － 35,000 円）×100 倍 ×10 枚
＝ 100,000 円

金利相当額

30 円×10 枚＝ 300 円（300 円の受取）

配当相当額

▲1,000 円×10 枚＝▲10,000 円（10,000 円の支払）

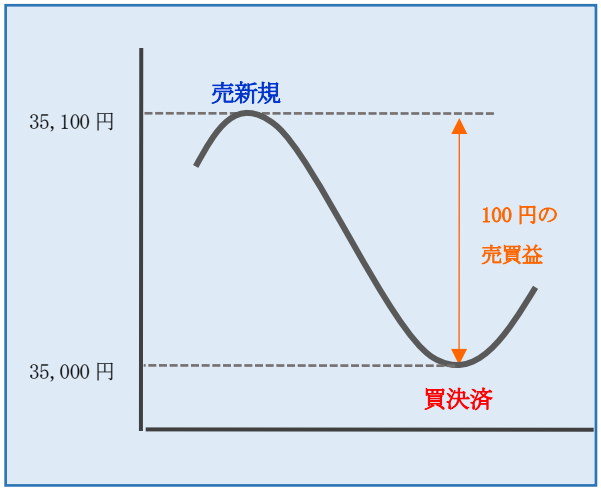

取引損益は 90,300 円の利益となった

取引損益 ＝
売買損益 ＋ 金利相当額 ＋ 配当相当額

※ 取引に伴う手数料は別途発生いたします。

思惑に反して相場が動いた場合、上記の例とは反対に取引損益は損失となります。
また、保有期間によっては、指数構成銘柄に配当がなく、配当相当額が発生しないことがあります。

両建て時の必要（維持）証拠金額について

証拠金の算出対象となる銘柄毎に一律方式により計算されます。

リセット付株価指数等証拠金取引においては、同一種類かつ同一リセット日の取引で両建て状態となっている場合、必要証拠金（建玉を維持するために必要な金額）の算出対象となる建玉数量は、売建玉と買建玉の差（ネット数量）で計算されます。

種類が異なる取引やリセット日が異なる取引（注）は、必要証拠金計算の際に建玉のネット数量は個々に計算しますので、必要証拠金の相殺はできません。

（注 1）日経 225（2025）証拠金取引で買い 3 枚、日経 225（2026）証拠金取引で売り 2 枚の場合、必要証拠金は 5 枚分の建玉に対して計算

（注 2）NY ダウ（2025）証拠金取引で買い 2 枚、NY ダウ（2026）で売り 2 枚の場合、必要証拠金は 4 枚分の建玉に対して計算

必要証拠金額 ＝ 1 枚あたりの必要証拠金 × ネットの建玉数量 （売建玉と買建玉の数量差）

例1） 同一商品（同一リセット日）の売建玉５枚・買建玉３枚から２枚新規買いを建てる場合（ネット建玉数量が減少）

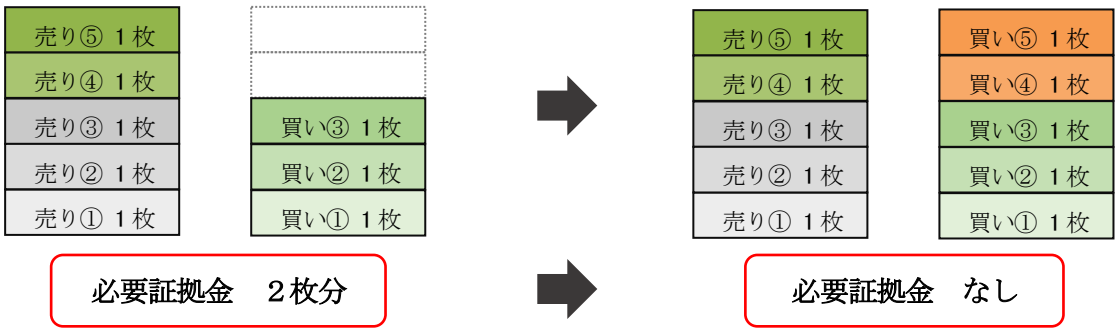

ネットの建玉数量が 2 枚から 0 枚に減少し、必要証拠金額が減るため、発注可能額は増加します。

例2） 同一商品（同一リセット日）の売建玉５枚・買建玉５枚から買建玉２枚を決済する場合（ネット建玉数量が増加）

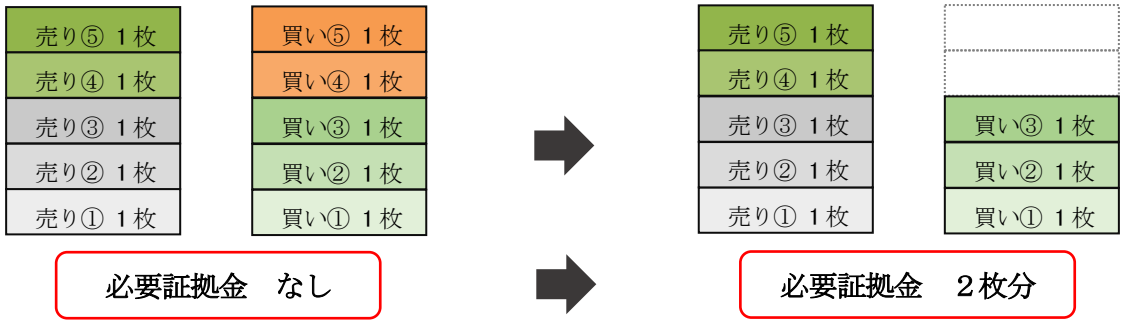

ネットの建玉数量が 0 枚から 2 枚に増加し、必要証拠金額が増えるため、発注可能額は減少します。

例 2 のように、同一商品（同一リセット日）で売買同枚数の両建てとなっている場合には証拠金は不要ですが、買建玉または売建玉の片方のみを決済する注文を発注するためには、発注証拠金＋手数料以上の発注可能額が必要となりますので、発注可能額が足りない場合には決済注文を発注することができません。

なお、発注可能額が少なくても、建玉整理（15 ページ参照）で売買同枚数を決済することは可能です。

両建て取引に関する重要事項

（1）経済合理性のない取引

両建てとは、同一商品の売りポジションと買いポジションを同時に保有することを言います。
売りと買いの両方のポジションを同枚数保有した場合、その後の相場変動に伴う評価損益の変動は売りと買いで相殺関係になります（例えば、売りで 10 の評価損が発生すると、買いでは 10 の評価益が発生します。）ので、売り買いの合算では評価損益は変動しない（経済的には決済したことと同じ）状態になります。
但し、リセット日が異なる場合には売り買いの変動価格差に伴う評価損益は変動します。

両建ては、一般的には経済合理性のない取引とされており、お客様にとっては、取引コスト（手数料とスプレッド）を二重に負担することになる、以後の損益が固定または限定される、逆ザヤが生じるおそれがある、などのデメリットがあります。両建てを利用される際には、そのデメリットを十分に理解したうえで、お客様ご自身の判断で行って下さい。

（2）リセット付き商品の両建て建玉のリセット時の扱い

リセット付き商品について、両建てのままでリセット日を迎えた場合、売り・買い両方の建玉に対して決済に係る手数料が発生します。
全く意味のない取引コストをご負担いただくことになりますので、リセット日前（最終取引日まで）に売り買い同枚数分の両建ては確実に解消していただきますようお願いします。

証拠金状況の見方

証拠金状況照会

更新

証拠金ステータス	適正	証拠金維持率	1,113.73 %
有効証拠金額 （※内訳）	60,665,115 円	現在のレバレッジ	3.30 倍
└証拠金預託額※	53,324,040 円	総必要証拠金額	10,916,000 円
└受渡予定額※	2,563,125 円	維持証拠金額	5,447,000 円
└出金依頼額※	0 円	発注可能額	44,971,165 円
└評価損益※	4,880,000 円	出金可能額 内訳	42,408,040 円
└金利・配当相当額累計※	-102,050 円	入金可能額 内訳	9,148,320 円
証拠金余力	55,218,115 円	プレアラート基準額	6,536,400 円
証拠金不足額	0 円	アラート基準額	5,447,000 円
年間損益（参考）＊	2,563,125 円	ロスカット基準額	2,723,500 円

更新

【表示内容解説】

証拠金ステータス	現在の証拠金のステータスです。証拠金ステータスには「適正、プレアラート、アラート、ロスカット、証拠金不足、強制決済」があります。
有効証拠金額	証拠金預託額から、受渡予定額、出金依頼額、評価損益、金利・配当相当額累計を加減算した額で、お持ちの建玉をすべて決済した時に残る資金の概算額です。 （※）価格の変動及び決済にかかる手数料により、必ずしも実際に建玉を全決済した時の残金と同じではありません。
証拠金預託額	預託されている証拠金残高です。(当日入金額を含む)
受渡予定額	受渡日（決済日）の到来していない売買損益、金利・配当相当額、手数料等の合計です。 受渡日（通常 2 営業日後、祝日を挟む場合はその分遅くなります）を迎えると証拠金預託額に反映されます。 ※ 益金は証拠金預託額に反映されるまで出金できません。
出金依頼額	お客様が依頼した出金額合計です。 （清算価格決定後の出金可能額が出金依頼額を下回った場合、全ての出金依頼は取消しとなります。）
評価損益	未決済建玉の現在の評価損益合計です。
金利-配当相当額累計	未決済建玉に付与された金利相当額及び配当相当額の合計です。
証拠金余力	証拠金不足までの余力です。有効証拠金額－維持証拠金額で計算されます。
証拠金不足額	前取引日終了時点の有効証拠金が維持証拠金を下回っている場合の当該不足金額です。
年間損益	当年 1 月からの通算損益です。 （※）新規建時に新規手数料・消費税を計算対象としております。そのため、新規建後に年を跨いで決済された場合の年間損益は新規建時の手数料分・消費税は含まれません。
証拠金維持率	有効証拠金を維持証拠金で割った数値。50%未満になるとロスカットとなります。
現在のレバレッジ	有効証拠金に対する保有建玉の総代金の割合です。
総必要証拠金額	注文中の注文及び保有建玉の合算で必要となる証拠金額です。
維持証拠金額	現在保有している建玉の維持に必要な証拠金額です。
発注可能額	新たな注文に利用することができる金額です。 証拠金預託額＋受渡予定額－出金依頼額＋（評価損益＋金利・配当相当額累計）※－総必要証拠金額 ※（評価損益＋金利・配当相当額累計）はマイナスの場合のみ加算します。

出金可能額	現在の証拠金及び建玉状態で出金依頼が可能な金額です。
入金可能額	入金限度額から入出金累積額を引いた金額です。 ※　マイナスの場合は新規建玉ができなくなります。
プレアラート基準額	プレアラートが発生する水準で、証拠金維持率 120%で設定されています。
アラート基準額	アラートが発生する水準で、証拠金維持率 100%で設定されています。
ロスカット基準額	ロスカットが発生する水準で、証拠金維持率 50%で設定されています。

証拠金の計算

発注可能額の計算

発注可能額　＝　証拠金預託額 ＋ 受渡予定額 － 出金依頼額
＋（評価損益＋金利・配当相当額累計）※1 － 総必要証拠金額

※１：（ 評価損益＋金利・配当相当額累計）はマイナスの場合のみ加算

出金可能額の計算

出金可能額　＝　現金予定残高 ※2 － 総必要証拠金額 － 保有建玉分手数料 ※3
－ 出金依頼額＋（評価損益＋金利・配当相当額累計）※4

※２：受渡日ごとの受渡後予定残高（証拠金預託額）のうち、最小となる日の金額
※３：保有建玉の決済時に必要となる手数料（合計建玉数×1 枚あたり手数料）
※４：（ 評価損益＋金利・配当相当額累計）はマイナスの場合のみ加算

証拠金維持率・有効証拠金額の計算

有効証拠金額　＝　証拠金預託額＋受渡予定額－出金依頼額＋評価損益＋金利・配当相当額累計
証拠金維持率　＝　有効証拠金額÷維持証拠金額×１００％

※　有効証拠金額は実質的な残金の概算額を示します。

ロスカット

くりっく株 365（取引所株価指数証拠金取引）はレバレッジ取引のため、リスク管理が非常に重要となっています。お客様がお持ちのポジションについて急激な価格変動に伴う損失の拡大を防ぐために、ＡＩゴールド証券では証拠金維持率に基づくロスカット基準を設けています。なお、リスク管理のお手伝いのために同基準を設けておりますが、この基準に頼るだけではなく、お客様ご自身においてしっかりとしたリスク管理をされますようお願いいたします。

なお、ロスカットは、リセット付商品全体に対して設定します。

ロスカット　証拠金維持率が５０％（**ロスカット基準**）未満となった場合、**すべての建玉が自動的に決済されます。**

取引時間外の銘柄の建玉は予約注文として発注されロスカット対象として取り扱われます。取引可能銘柄のロスカット処理後に再判定を行い、その結果ロスカット基準が解消された場合においては、ロスカットの予約注文を取消すことが可能となります。

※ 証拠金維持率のチェックは１秒毎に行われます。証拠金維持率の計算方法についてはＰ20「証拠金の計算」をご覧ください。
※ 相場に大幅な変動があった場合、損失が証拠金預託額の範囲内で収まらない場合があります。
※ 証拠金預託額を越える損失が発生した場合には、当該金額の入金が必要となります。
※ ロスカットの決済方法は差分発注（両建て状態の場合には、売り買い同枚数の両建て部分は建玉整理し、残りの建玉を市場で決済する）方式となります。
※ 必要証拠金が変更されたことにより、ロスカット基準に抵触する場合があります。
※ ロスカットによる注文が発注された後の取引の成立は市場での取引ルールに従います。気配値及び気配値の提示数量によっては、取引成立まで時間がかかることがあります。

<プレアラート/アラートについて>
※ 評価損益相当額の悪化をお客様にお知らせするため、証拠金維持率がプレアラート基準・アラート基準を割り込むと、登録されたメールアドレス宛てにアラート通知をいたします。
（証拠金維持率のチェックは1秒毎に行われます。）
※ プレアラート基準の設定は証拠金維持率１２０%、アラート基準は証拠金維持率１００%となっております。
※ 各アラートのお知らせは、お客様の取引画面にてご確認いただけます。
※ 時間帯や値動き等によっては、アラートの通知やお知らせの前にロスカットが執行される場合がございます。

新規建玉制限について

入金限度額を超える入金があった場合、不足金が確定かつ未入金の場合、ＡＩゴールド証券の定めた日時までに取引関係書類のご提出がなされない場合などに新規の建玉を制限させていただきます。**新規建玉制限の状態では新規に相当するご注文を発注することができません。**（お持ちの建玉の決済は可能です。）

例）新規に建玉する場合
→注文不可

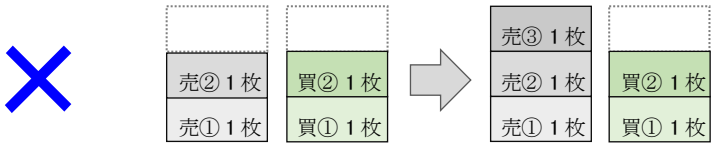

例）両建てにする場合
→注文不可

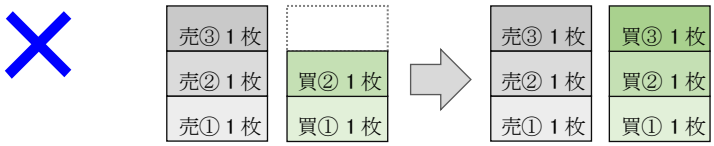

不足金

くりっく株 365 では、１日の取引終了時に有効証拠金額が維持証拠金額を下回ると不足が発生します。証拠金不足額が発生した場合、建玉を維持するためには証拠金不足額以上のご入金が必要となります。

証拠金不足額は取引画面の「証拠金状況照会」の証拠金不足額の項目でご確認いただけます。

不足金発生のお知らせは、お客様の取引画面にてご確認いただけます。また、総合コースのお客様にはこれらに加え、担当者よりご連絡いたします。

不足金発生の流れ

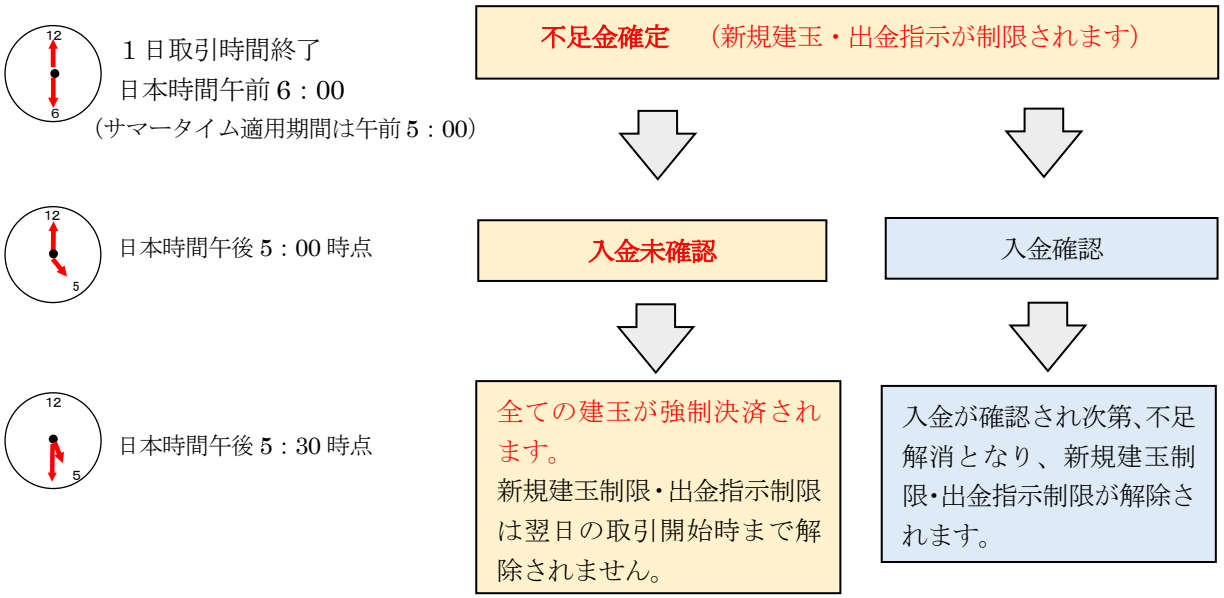

※　証拠金不足額の一部入金および建玉の一部決済では不足解消とはなりません。

※　入金せずにご自身ですべて決済することも可能ですが、証拠金不足額以上の入金がない限り、新規建玉制限は翌日の取引開始時まで解除されません。

※　入金前に相場変動によりロスカット基準に達した場合は自動的に決済されます。この場合も証拠金不足額以上のご入金が確認できるまでは新規建玉制限は翌日の取引開始時まで解除されません。

※　不足金確定後、相場変動により有効証拠金額が維持証拠金額を上回った場合でも、入金が確認できない場合は、午後５時３０分時点ですべての建玉が強制決済されます。

※　強制決済時に取引時間外の銘柄の建玉は当該銘柄の取引開始時点で決済されます。すべての建玉が決済されるまでは新たな取引ができません。

※　強制決済の決済方法は差分発注（両建て状態の場合には、売り買い同枚数の両建て部分は建玉整理し、残りの建玉を市場で決済する）方式となります。

※　金曜日の取引終了後に不足金が確定した場合の入金期限は翌週初めの銀行営業日の原則午後５時となります。（クイック入金を利用し決済時刻前に入金処理された場合、強制決済は実施されません）

※　日本の祝日の前取引日終了時点に不足が確定した場合には不足金確定として扱われず、祝日中の強制決済は実施されません。

※　日本の祝日を挟んだ時の不足金の扱いは、当該期間中の最大不足額が翌銀行営業日における証拠金不足額となります。

＜例＞　金曜日に１０万円の不足が発生し、祝日の翌月曜日は不足なしの場合、月曜日付の取引終了時点の不足額は１０万円となります。

※　クリスマスにより取引時間が短縮される場合、不足金の入金期限、及び入金が確認できない場合における建玉の強制決済時刻は、変更されることがあります。

入出金に関する事項

入金について

ＡＩゴールド証券の指定する口座にお振込みください。お振込先は口座開設通知書に同封し、ご案内いたします。口座開設前、口座開設通知書受領前には振込先はお知らせできません。
　また、ログイン後の取引画面より、クイック入金を利用して入金することができます。
設定された 『入金限度額』 の範囲内でのご入金をお願いします。入金限度額を超える入金が行われた場合には新規の建玉を制限させていただきます。

※ お振込みの際の振込手数料はお客様負担となります。
※ 当日扱いでお振込みされなかった場合には、当日中に入金確認することはできません。
※ 当日扱いとなる時間については、お客様がご利用になられる金融機関により異なります。お手数ですが、ご利用の金融機関にお問い合わせください。
※ お振込みについての弊社の入金取扱時間は平日の午前８時３０分から午後５時です。
※ クイック入金に手数料はかかりません。
※ クイック入金の入金取扱時間はシステム稼働時間中の各銀行の取扱時間内です。
※ 対象取引毎に、証拠金をお振り込み頂く当社指定銀行口座は異なりますのでご注意ください。（別途明示していない限り、各取引の証拠金は別口座で管理されています。）
※ 当社取扱商品の取引口座間で証拠金を振り替えるためには別途書面での手続きが必要となります。

出金について

ご出金依頼は、システム稼働時間中は取引画面より指示することができます。
総合コースのお客様は、ＡＩゴールド証券、金融商品仲介業者または媒介業者に代行入力を指示することもできます。
取引時間内に出金指示を出した場合、翌銀行営業日にお客様のご指定いただいた口座にお振込みいたします。

※ 清算価格決定後、出金可能額を基準に出金が処理されます。相場変動等により出金可能額が出金依頼額を下回った場合は全ての出金依頼が取消されます。
※ 証拠金不足額が確定した場合、証拠金不足額以上の入金がない限り出金指示が制限されます。出金指示は翌銀行営業日以降に可能となります。
※ 出金指示により有効証拠金額は減少します。これによりロスカットおよび不足金が発生する価格水準が変わりますのでご注意ください。
※ 決済による益金は、証拠金預託額に反映された日（受渡日）以降に出金指示が可能になります。
※ 取引日でない日に出金指示を出した場合、翌取引日の受付となり、翌々取引日以降の銀行営業日に出金されます（例：日曜日の出金指示は月曜日の受付となり、火曜日に出金されます。）。
※ ＡＩゴールド証券からお客様の指定口座への送金手数料はＡＩゴールド証券負担です。
※ 両建てとなる建玉を保有する場合、保有建玉の決済時に必要となる手数料（合計建玉数×１枚あたり手数料）を留保した結果、出金依頼額が減額又は取消しされる場合があります。

＜入金限度額について＞

◆ 証拠金取引は、差し入れた証拠金以上の損失が生じる可能性のあるハイリスク／ハイリターンの取引であり、過度に資金をつぎ込むのは好ましい事ではありません。
このため、ＡＩゴールド証券では、お客様に入金する資金の上限額をご申告いただき、入金限度額を設定しております。

◆ 入金限度額は、口座開設時に設定する他、お取引開始後の変更のお申し出も受け付けております。（入金限度額変更に際しては、書面での手続きが必要となります。）

◆ 入金限度額は、お客様の資産背景や収入状況、投資経験などを総合的に勘案し、ＡＩゴールド証券で審査のうえ設定させて頂きますので、ご申告いただいた金額の設定ができない事もあります。また、入金限度額の変更の場合には、お取引の状況や口座開設時（または直前変更時）からの経過期間、入金限度額の変更履歴なども踏まえた審査となります。

※ 入金限度額は、万一その全てを失ったとしても生活に支障のない範囲内でご申告ください。

※ 口座開設時または入金限度額の変更希望時にご申告いただくご資産には、ＡＩゴールド証券に設定した取引口座に入金済みの金額は除いた額をご申告ください。

※ 入金限度額の変更に際しては、お客様の資産背景等確認のため、証憑等の提示をお願いする場合がございます。

※ 入金限度額はあくまでも入金される金額の上限を設定するものであり、設定された金額の全額を入金いただく必要はございません。

取引要綱

取引証拠金

ＡＩゴールド証券の定める取引所株価指数証拠金取引に係る必要証拠金額は定額方式とし、取引所が算出し公表する１枚あたりの株価指数証拠金基準額（以下「取引所基準額」といいます。）と同額とします。

但し、取引参加者は、取引対象である株価指数や ETF の価格変動などを鑑み、取引所基準額を上回る必要証拠金額を設定することがあります。

（※）取引所基準額は、各株価指数の価格変動率をもとに、所定の計算式に従い一週間ごとに見直しされます。但し、取引所が前記の方法により証拠金基準額を定めることが適正でないと判断したときは、その都度適正と認める証拠金基準額を定めることがあります。
取引所基準額は以下のアドレスでご覧いただけます。
『 https://www.clickkabu365.jp/service/service01.html 』

（※）各株価指数における必要証拠金額は別紙をご覧ください。

また、最新の必要証拠金額は、以下のアドレスで取引参加者ホームページよりご覧いただけます。『 https://www.aigold.co.jp/product/cfd/period/ 』

基準価格に対する注文入力可能幅

	基準価格に対する注文入力可能幅	
	買い指値／売り逆指値	売り指値／買い逆指値
各商品共通 （下記の商品を除く）	基準価格 ＋1,000 まで	基準価格 －1,000 まで
日経 225 マイクロ ラッセル 2000	基準価格＋1,000.0 まで	基準価格－1,000.0 まで
銀 ETF	基準価格 ＋500.0 まで	基準価格 －500.0 まで
原油 ETF	基準価格 ＋150 まで	基準価格 －150 まで

※ 上表に示す数値の単位は、日経 225 証拠金取引、日経 225 マイクロ証拠金取引は「円」、海外株価指数証拠金取引及び ETF では「ポイント」となります。

※ 基準価格は原則として、マーケットメイカーが提示する最優良売呼び値と最優良買呼び値の中間値です。

※ 「基準価格に対する注文入力可能値幅」は、市場実勢から大幅に乖離する価格での注文を、誤入力防止の観点から制限する仕組みです。すなわち、注文入力可能値幅を超過する投資家にとって不利な指値注文（高い買指値注文、低い売指値注文）、逆指値注文（高い売逆指値注文、低い買逆指値注文）は受付けません。

※ 基準価格に対する注文入力可能値幅は、相場の急激な変動等が発生した場合には変更する可能性があります。

※ 基準価格は必ずしも相場の実勢水準を保証するものではありません。また、注文入力可能値幅による誤入力防止策は、あくまでも注文入力可能値幅を超過した価格での誤入力のみを防止するもので、全ての誤入力を防止できる制度ではありません。従って注文を発注される際は、自己責任の下、発注内容を事前に十分ご確認いただきますよう、お願いいたします。

値幅制限

日経 225 リセット付証拠金取引、日経 225 マイクロリセット付証拠金取引、NY ダウリセット付証拠金取引、NASDAQ-100 リセット付証拠金取引及びラッセル 2000 リセット付証拠金取引は、原資産の株式市場と同様に、1 日の価格の変動幅を上下一定の範囲に制限する制限値幅を設けています。
取引所では、前取引日の清算価格を基準として、その水準に応じて制限値幅の範囲を設定しています。
投資家の皆様の注文による呼び値については、制限値幅を超える価格による指値呼び値が可能ですが、制限値幅を超える価格では取引は成立しません。

日経 225 リセット付証拠金取引、日経 225 マイクロリセット付証拠金取引

前取引日の清算価格	制限値幅の範囲
7,500 未満	上下 1,000

NY ダウリセット付証拠金取引、NASDAQ-100 リセット付証拠金取引
及びラッセル 2000 リセット付証拠金取引

前取引日の清算価格	制限値幅の範囲
500 円未満	上下 100
500 以上 750 未満	上下 150
750 以上 1,000 未満	上下 200
1,000 以上 1,500 未満	上下 300
1,500 以上 2,000 未満	上下 400
2,000 以上 2,500 未満	上下 500
2,500 以上 3,000 未満	上下 600
3,000 以上 4,000 未満	上下 800
4,000 以上 5,000 未満	上下 1,000
5,000 以上 7,500 未満	上下 1,200

5 商品共通

前取引日の清算価格	制限値幅の範囲
7,500 以上 10,000 未満	上下 1,500
10,000 以上 12,500 未満	上下 2,000
12,500 以上 17,500 未満	上下 3,000
17,500 以上 22,500 未満	上下 4,000
22,500 以上 27,500 未満	上下 5,000
27,500 以上 32,500 未満	上下 6,000
32,500 以上 37,500 未満	上下 7,000
37,500 以上 42,500 未満	上下 8,000
42,500 以上 47,500 未満	上下 9,000
47,500 以上 52,500 未満	上下 10,000
52,500 以上 57,500 未満	上下 11,000
57,500 以上 62,500 未満	上下 12,000
62,500 以上	上下 13,000

※ 上表に示す数値の単位は、日経 225 リセット付証拠金取引、日経 225 マイクロリセット付証拠金取引では「円」、NY ダウリセット付証拠金取引、NASDAQ-100 リセット付証拠金取引及びラッセル 2000 リセット付証拠金取引では「ポイント」となります。

取引時間

（1） 日経 225 リセット付証拠金取引、日経 225 マイクロリセット付証拠金取引、
NY ダウリセット付証拠金取引、NASDAQ-100 リセット付証拠金取引及び、
ラッセル 2000 リセット付証拠金取引

適用期間	プレオープン時間	開始時間	終了時間
米国通常時間	午前 8:20～8:30	午前 8:30	翌午前 6:00
米国サマータイム			翌午前 5:00

（2）DAX®リセット付証拠金取引

適用期間	プレオープン時間	開始時間	終了時間
米国通常時間 かつ 欧州通常時間	午後 3:50～4:00	午後 4:00	翌午前 6:00
米国サマータイム かつ 欧州通常時間			翌午前 5:00
米国サマータイム かつ 欧州サマータイム	午後 2:50～3:00	午後 3:00	

（3）FTSE100 リセット付証拠金取引

適用期間	プレオープン時間	開始時間	終了時間
米国通常時間 かつ 欧州通常時間	午後 4:50～5:00	午後 5:00	翌午前 6:00
米国サマータイム かつ 欧州通常時間			翌午前 5:00
米国サマータイム かつ 欧州サマータイム	午後 3:50～4:00	午後 4:00	

（4）金 ETF リセット付証拠金取引、白金 ETF リセット付証拠金取引、
銀 ETF リセット付証拠金取引、及び原油 ETF リセット付証拠金取引

適用期間	プレオープン時間	開始時間	終了時間
米国通常時間	午前 8:50～9:00	午前 9:00	翌午前 6:00
米国サマータイム			翌午前 5:00

※ただし、日経 225 リセット付証拠金取引及び日経 225 マイクロリセット付証拠金取引は週初の取引について、並びに NY ダウリセット付証拠金取引、NASDAQ-100 リセット付証拠金取引、ラッセル 2000 リセット付証拠金取引、金 ETF リセット付証拠金取引、銀 ETF リセット付証拠金取引、プラチナ ETF リセット付証拠金取引及び原油 ETF リセット付証拠金取引は月曜日の取引について、取引開始前の 30 分間がプレオープン時間となります。

休業日

日経 225 リセット付証拠金取引 日経 225 マイクロリセット付証拠金取引	土曜日、日曜日、1 月 1 日（日曜日の場合は 1 月 2 日）
NY ダウリセット付証拠金取引 NASDAQ-100 リセット付証拠金取引 ラッセル 2000 リセット付証拠金取引	土曜日、日曜日及び同指数を原資産とする先物市場（米国に所在するもの）の休場日、取引最終日とリセット日の間の日
DAX®リセット付証拠金取引 FTSE100 リセット付証拠金取引	土曜日、日曜日及び取引対象となる株価指数を構成する銘柄が取引される取引所の休場日、取引最終日とリセット日の間の日
金 ETF リセット付証拠金取引 銀 ETF リセット付証拠金取引	土曜日、日曜日、１月１日（日曜日の場合は１月２日）、ＣＯＭＥＸの休場日、取引最終日とリセット日の間の日
白金 ETF リセット付証拠金取引 原油 ETF リセット付証拠金取引	土曜日、日曜日、１月１日（日曜日の場合は１月２日）、ＮＹＭＥＸの休場日、取引最終日とリセット日の間の日

※　取引最終日とリセット日の間の日については、取引最終日を迎えた取引に限ります。
※　但し、上記以外でも臨時に休業日を定める場合があります。

受渡日（決済日）

取引が成立した取引日の日本の銀行の 2 営業日後が原則受渡日（決済日）となります。

リセット付株価指数等証拠金取引の取引開始日等

種類	取引開始日	取引最終日	リセット日
日経 225 リセット付証拠金取引 日経 225 マイクロリセット付証拠金取引	毎年 9 月第 2 金曜日の翌取引日	取引を開始した年の翌年 12 月第 2 金曜日の前取引日	取引を開始した年の翌年 12 月第 2 金曜日
DAX®リセット付証拠金取引 FTSE100 リセット付証拠金取引 NY ダウリセット付証拠金取引 NASDAQ-100 リセット付証拠金取引 ラッセル 2000 ﾘｾｯﾄ付証拠金取引 金 ETF リセット付証拠金取引 銀 ETF リセット付証拠金取引 プラチナ ETF リセット付証拠金取引 原油 ETF リセット付証拠金取引	毎年 9 月第 2 金曜日の翌取引日	取引を開始した年の翌年 12 月第 3 金曜日の前取引日	取引を開始した年の翌年 12 月第 3 金曜日の翌取引日

リセット値の決定方法

種類	決定方法（※）
日経225リセット付証拠金取引	株式会社大阪取引所に上場される日経平均株価を原資産とする先物（リセットが行われる年の12月に満期を迎える銘柄）の特別清算数値の小数点以下を四捨五入した数値
日経225マイクロリセット付証拠金取引	株式会社大阪取引所に上場される日経平均株価を原資産とする先物（リセットが行われる年の12月に満期を迎える銘柄）の特別清算数値の小数点第2位以下を四捨五入した数値
DAX®リセット付証拠金取引	Eurex Exchangeに上場されるDAX®を原資産とする先物（リセットが行われる年の12月に満期を迎える銘柄）の最終清算数値の小数点以下を四捨五入した数値
FTSE100リセット付証拠金取引	ICE Futures Europeに上場されるFTSE® 100を原資産とする先物（リセットが行われる年の12月に満期を迎える銘柄）の最終清算数値の小数点以下を四捨五入した数値
NYダウリセット付証拠金取引	Chicago Board of Tradeに上場されるNYダウを原資産とする先物（リセットが行われる年の12月に満期を迎える銘柄）の最終清算数値の小数点以下を四捨五入した数値
NASDAQ-100リセット付証拠金取引	Chicago Mercantile Exchangeに上場されるNasdaq-100®を原資産とする先物（リセットが行われる年の12月に満期を迎える銘柄）の最終清算数値の小数点以下を四捨五入した数値
ラッセル2000リセット付証拠金取引	Chicago Mercantile Exchangeに上場されるRussell® 2000を原資産とする先物（リセットが行われる年の12月に満期を迎える銘柄）の最終清算数値の小数点以下第2位を四捨五入した数値
金ETFリセット付証拠金取引	World Gold Trust Services LLCが公表する取引対象のETF（SPDR®ゴールド・シェア）の、取引最終日の翌日における基準価額の小数点以下を四捨五入した数値
銀ETFリセット付証拠金取引	ウィズダムツリー・マネジメント・ジャージー・リミテッドが公表する取引対象のETF（WisdomTree 銀上場投資信託）の、取引最終日の翌日における基準価額の小数点第2位以下を四捨五入した数値
プラチナETFリセット付証拠金取引	ウィズダムツリー・マネジメント・ジャージー・リミテッドが公表する取引対象のETF（WisdomTree 白金上場投資信託）の、取引最終日の翌日における基準価額の小数点以下を四捨五入した数値
原油ETFリセット付証拠金取引	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社が公表する取引対象のETF（WTI原油価格連動型上場投信）の、取引最終日の翌日における基準価額の小数点以下を四捨五入した数値

※　取引所が上記の値を適正でないと判断したときは、取引所がリセット値を定める場合があります。

各株価指数のライセンサーに関するディスクレーマー

日経平均株価（日経 225）：

「日経平均株価」は株式会社日本経済新聞社（以下「日本経済新聞社」という）によって独自に開発された手法によって算出された著作物であり、日本経済新聞社は「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算出する手法に対して、著作権、知的財産権、その他一切の権利を有しています。「日経平均株価」を対象とする株価指数証拠金取引（以下「本件証拠金取引」という）に関するすべての事業、取引規制および実施は、専ら株式会社東京金融取引所（以下「金融取」という）およびその参加者の責任であり、それらについて日本経済新聞社は一切の義務ないし責任を負うものではありません。本件証拠金取引市場を運営するに当たり本件証拠金取引に必要となる「日経平均株価」採用銘柄の配当落ち分は、金融取の責任の下、算出及び公表しています。日本経済新聞社は「日経平均株価」の採用銘柄、算出方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。日本経済新聞社は「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負うものではありません。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均（NY ダウ）：

Dow Jones Industrial AverageTM（ダウ・ジョーンズ工業株価平均）は、S&P Dow Jones Indices LLC（以下「SPDJI」）が算出する指数であり、SPDJI がライセンスに係る権利を保有しています。「DJIA®」、「The Dow®」、「Dow Jones®」及び「Dow Jones Industrial Average」（ダウ・ジョーンズ工業株価平均）のサービス・マークは、Dow Jones Trademark Holdings, LLC（以下「DJTH」）から SPDJI にライセンス供与されており、株式会社東京金融取引所（以下「金融取」）による一定の目的のために、SPDJI から金融取へ使用に関するサブライセンスが付与されています。金融取に上場されるダウ・ジョーンズ工業株価平均を原資産とする NY ダウリセット付証拠金取引は、SPDJI、DJTH 及びそれらの関連会社により後援、承認、販売又は宣伝されるものではなく、これらのいずれもかかる商品への投資の妥当性に関していかなる保証・表明もしていません。

NASDAQ-100：

NASDAQ-100 リセット付証拠金取引（以下「本件取引」といいます。）は、Nasdaq, Inc.及びその関連会社（以下「Nasdaq」といいます。）がスポンサーとなり、推奨し、販売または宣伝しているものではありません。Nasdaq は、本件取引の合法・適法性、または本取引に関する説明や開示の正確性や妥当性について何ら関知するものではありません。Nasdaq は、本件取引を行う投資者や一般の方々に対して、有価証券への投資や、特に本件取引への投資を推奨したり、または Nasdaq-100 Index®が一般的な株式市場のパフォーマンスに追従するものであることを、明示的にも黙示的にも表明・保証しません。株式会社東京金融取引所（以下「金融取」といいます。）に対する Nasdaq の唯一の関係は、Nasdaq®、Nasdaq-100 Index®、Nasdaq-100®、NDX、その他の Nasdaq の特定の商号の使用と、金融取または本件取引に関係なく Nasdaq によって決定、構成および計算される Nasdaq-100 Index®の使用に係るライセンス供与のみです。Nasdaq は、Nasdaq-100 Index®の決定、構成または計算において、金融取（及びその取引参加者）または本件取引を行う投資者のニーズを考慮する義務はありません。Nasdaq は、金融取の開設する市場に上場される本件取引について、その時期や、価格、数量・取引単位の決定、または本件取引の決済方法等の決定または計算に責任を負わず、何らの関与もしていません。Nasdaq は、本件取引の運用管理、マーケティング又は取引に関して一切の責任を負いません。

Nasdaq は、Nasdaq-100 Index®またはそれに含まれるデータが正確であることおよび計算が中断されないことを保証するものではありません。 Nasdaq は、Nasdaq-100 Index®またはそれに含まれるデータの使用により、金融取（及びその取引参加者）、本件取引を行う投資者、またはその他の個人や団体が得る結果について、明示または黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Nasdaq は、Nasdaq-100 Index®またはそれに含まれるデータに関して、明示的または黙示的な保証を行わず、商品性または特定の目的や用途への適合性に関するいかなる保証も明示的に放棄します。上記を制限することなく、たとえ損害の可能性を知らされていたとしても、Nasdaq は、逸失利益、特別損害、偶発的損害、懲罰的損害、間接的損害または結果的損害について一切の責任を負いません。

ラッセル® 2000：
"Russell®"はフランク・ラッセル社(以下「ラッセル社」)の登録商標です。Russell® 2000（以下「インデックス」）に関するすべての権利は、ラッセル社またはそのライセンサーに帰属します。FTSE International Limited（以下「FTSE 社」）、ラッセル社、その関連会社またはライセンサーのいずれも、(a)インデックスに基づく派生商品に関して、いかなる責任、損失、損害、費用、義務を負うものではなく、(b)インデックスまたは関連データの誤りや省略、特定目的への適合性、利用から得られる結果についていかなる責任も負いません。ラッセル 2000 リセット付証拠金取引に使用されるインデックスやインデックス関連データは、FTSE 社、ラッセル社またはその関連会社が所有するものであり、いかなる者もインデックスに依拠することはできません。FTSE 社またはラッセル社の書面による明示的な同意がない限り、インデックスの使用または配布をすることはできません。FTSE 社およびラッセル社は、ラッセル 2000 リセット付証拠金取引およびそれに関連する金融商品または派生商品の、宣伝、後援または承認をするものではありません。

DAX®：
DAX®はコンティゴ インデックス GmbH 及びドイツ取引所グループ（以下「コンティゴ」）の登録商標です。DAX®リセット付証拠金取引は、コンティゴにより保証、推奨、販売等いかなる形においてもサポートされているものではありません。コンティゴは、DAX®リセット付証拠金取引でのインデックス利用に伴う結果及びインデックストレードマークの利用、ある時点でのインデックスの価格等いかなる点においても、明示的及び黙示的な保証及び代理権を与えているものではありません。インデックスはコンティゴで計算し公表しています。しかし、適用可能な限りの制定法下において、コンティゴは第三者に対しインデックスの誤謬について責任を負いません。さらに、インデックスの誤謬の可能性を指摘する義務を、投資家を含む第三者に対して一切負いません。
コンティゴによるインデックスの公表及び DAX®リセット付証拠金取引へのインデックスとインデックストレードマークの利用を認めたことによって、コンティゴとして DAX®リセット付証拠金取引への投資を推奨し、またはこの投資の魅力について意見を表明するもしくは保証するものでは一切ありません。コンティゴはインデックス及びインデックストレードマークの唯一の権利所有者として、東京金融取引所に対して DAX®リセット付証拠金取引に関連してインデックスとインデックストレードマークを利用及び参照することを認めたものです。

FTSE® 100：
"FTSE®"はロンドン証券取引所グループの登録商標であり、FTSE International Limited（以下「FTSE 社」）がライセンスのもと使用しています。FTSE® 100（以下「インデックス」）に関するすべての権利は、FTSE 社またはそのライセンサーに帰属します。FTSE 社、フランク・ラッセル社(以下「ラッセル社」)、その関連会社またはライセンサーのいずれも、(a)インデックスに基づく派生商品に関して、いかなる責任、損失、損害、費用、義務を負うものではなく、(b)インデックスまたは関連データの誤りや省略、特定目的への適合性、利用から得られる結果についていかなる責任も負いません。FTSE100 リセット付証拠金取引に使用されるインデックスやインデックス関連データは、FTSE 社、ラッセル社またはその関連会社が所有するものであり、いかなる者もインデックスに依拠することはできません。FTSE 社またはラッセル社の書面による明示的な同意がない限り、インデックスの使用または配布をすることはできません。FTSE 社およびラッセル社は、FTSE100 リセット付証拠金取引およびそれに関連する金融商品または派生商品の、宣伝、後援または承認をするものではありません。

お取引口座に係る重要なご案内

お預りのみの口座の取扱い

お客様の取引所株価指数証拠金取引口座に関しまして、２年超に亘り、建玉、売買及び入出金の履歴がないお客様につきまして、ＡＩゴールド証券の判断により、お預りしている証拠金残高をご登録の金融機関口座に返金させて頂くことがございます。
なお、お預かり証拠金を返金した場合であっても、直ちに取引口座が閉鎖される事はございませんので、再度ご入金いただければお取引は可能　（※）　です。
（※）　返金によりお預り残高がなくなった口座の取扱いについては、下記をご参照ください。

お預りがなくなった口座の取扱い

お客様の取引所株価指数証拠金取引口座に関しまして、お預り残高がなくなった口座の取扱いは以下の通りです。

① 取引終了日（※）もしくは口座開設日より　**１年以上**　ご入金がない場合
取引再開をご希望の場合には、改めて口座設定申込書類をご提出いただきます。お客様の最新の情報に基づいた審査の実施後に取引が可能となります。

② 取引終了日（※）もしくは口座開設日より　**２年超**　ご入金がない場合
ＡＩゴールド証券の判断により、取引口座を閉鎖させていただきます。取引口座の閉鎖後、取引画面は利用できなくなります。
取引再開をご希望の場合には、改めて口座設定申込書類をご提出いただきます。お客様の最新の情報に基づいた審査の実施後に取引が可能となります。

（※）「取引終了日」とは、証拠金残高および有効証拠金が０円になった日を指します。

長期に亘り連絡が取れなくなった口座の取扱い

お客様の取引所株価指数証拠金取引口座に関しまして、氏名・名称、住所、電話番号、及び／又はメールアドレスの変更の届出を怠るなど、お客様の責めに帰すべき事由によって、ＡＩゴールド証券にお客様の所在が不明となり又は連絡がとれなくなった場合、株価指数証拠金取引口座設定約諾書第５条及び取引所株価指数証拠金取引約款第18条に基づき、お客様は期限の利益を失うこととなります。この場合、ＡＩゴールド証券の判断により、お客様が取引口座で保有する全建玉を決済のうえ、証拠金預託額全額をご登録の金融機関口座に返金させて頂くことがございます。

弊社による取引の制限について

弊社においてお客様の届出事項やお取引に疑義が生じた場合は、事前にお客様への告知なく弊社の判断によってお取引の制限や精算・返金を行わせていただく場合がございます。

上記の取扱いは、休眠口座の不正利用によるマネーロンダリング等のリスクを軽減すること等を目的としておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

会社案内

＜会社概要＞

会社名	ＡＩゴールド証券株式会社
本社所在地	〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町 12－8 TEL ： 03-6861-8181 URL ： https://www.aigold.co.jp
設立	2005 年 12 月
資本金	4 億 4000 万円
業務内容	取引所為替証拠金取引の受託 取引所株価指数証拠金取引の受託 取引所指数先物取引の委託の取次 商品先物取引の委託の取次　等
代表者	代表取締役社長　辻村　武之
登録番号	関東財務局長（金商）第 282 号
加入取引所	株式会社 東京金融取引所
加入団体	日本証券業協会 日本投資者保護基金
株主	カネツホールディングス株式会社

＜アクセス＞

都営新宿線 馬喰横山駅Ａ３出口より徒歩３分
都営浅草線 東日本橋駅Ｂ２出口より徒歩３分
日比谷線 人形町駅Ａ４出口より徒歩５分

個人情報保護宣言

当社は、お客様との「共存共栄」を理念とし、上場証拠金取引の専業会社として、お客様の満足度向上に取り組んでおり、お客様を第一に考えた商品・サービス・情報等（以下、「金融サービス等」といいます。）を提供していくため、『お客様本位の業務運営に関する基本方針』を制定しています。お客様の情報は、この金融サービス等を提供するためになくてはならないものであり、当社は、お客様の個人情報及び個人番号（以下、「個人情報等」といいます。）を厳重に保護し適性に利用することは、当社の最も重要な社会的責任であると認識しております。当社は以下の方針をもってお客様の個人情報等の保護に万全を尽くして参ります。

AIゴールド証券株式会社
東京都中央区日本橋久松町 12 番 8 号
代表取締役社長　辻村　武之

1. **関係法令の遵守**

当社は、個人情報等の保護に関する関係法令、個人情報保護員会及び金融庁ガイドライン、認定個人情報保護団体の指針並びにこの個人情報保護宣言を遵守いたします。

2. **利用目的**

当社は、お客様の同意を得た場合及び法令等により例外として取り扱われる場合を除き、別紙に定めた利用目的を明確にするとともに、その達成に必要な範囲内でお客様の個人情報等を適切に取り扱います。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ取り扱います。なお、別紙の当社における個人情報等の利用目的は、当社の本支店に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. **安全管理措置**

当社は、お客様の個人情報等の漏洩等を防止するため、別に定めた必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、すべての役職員及び業務委託先に対して適切な監督を行います。

(1) 基本方針の策定

当社は、個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」「質問及び苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定しています。

(2) 個人データの取扱いに係る規定等の整備

当社は、個人情報保護委員会及び金融庁により制定された「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等、並びに金融商品取引業者として当社が加入する自主規制機関の定めに準拠した取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について個人データの取扱規程を策定しています。

(3) 組織的安全管理措置

1) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う役職員及び当該役職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。

2) 個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、監査部門や場合により外部の者による監査を実施しています。

(4) 人的安全管理措置

1) 個人データの取扱いに関する留意事項について、役職員に定期的な研修を実施しています。

2) 個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。

(5) 物理的安全管理措置

1) 個人データを取り扱う区域において、役職員の入退室管理及び持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。

2) 個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

(6) 技術的安全管理措置

1) アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。

2) 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

(7) 外的環境の把握

当社は、経済安全保障の考え方に従い、国外にお客様の個人情報を保管することはしておりません。将来国外にお客様の個人情報を保管することになった場合は、当該国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」に記載された安全管理措置に相当する安全管理措置を実施し、そのことを公表またはご本人へ通知いたします。

4. 漏えい等への予防

当社は、個人情報等へのアクセス、紛失、破壊、改ざん、漏えいの予防策を実施します。

5. 教育・啓蒙

当社は、すべての役職員に対し、個人情報等の保護の重要性を理解し、お客様の個人情報等を適切に取り扱うよう研修等を通じて教育・啓蒙を行います。

6. 正確性の確保

当社は、お客様の個人情報等を正確かつ最新の内容となるよう努めます。

7. 継続的改善

当社は、お客様の個人情報等の適正な取り扱いを図るため、この個人情報保護宣言を適宜見直し、継続的な改善に努めて参ります。

8. 開示等のご請求への対応

当社は、お客様の個人情報等に関する個人の権利を尊重し、お客様に係る保有個人データに関して、お客様から開示、訂正、利用停止、第三者提供記録の開示等の請求があった場合には、ご本人様であることを確認させていただいたうえで、適切かつ迅速な回答に努めます。なお、個人番号の保有の有無について開示の請求があった場合には、個人番号の有無について回答します。

9. お客様の個人データを外国にある第三者に提供することに係る情報提供ご請求手続き

当社はお客様の個人データを外国にある第三者に提供することとなり、事後的に提供先の第三者を特定できた場合には、お客様は当該外国の名称、当該国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための各措置に関する情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。

また、当社がお客様の個人データを、個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（以下「相当措置」といいます。）を継続的に講ずるために必要なものとして基準に適合する体制を整備している者に提供する場合は、お客様の同意は不要とされていますが、お客様は以下に掲げる情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。

① 当該第三者における体制整備の方法

② 当該第三者が実施する相当措置の概要

③ 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容について、当社が確認する方法及び頻度

④ 当該外国の名称
⑤ 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
⑥ 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
⑦ ⑥の支障が生じたときに当社が講ずる措置の概要

10. 個人情報等の主な取得元

当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、適正かつ適法な手段により、主に以下のような取得元等から、お客様の個人情報を取得します。

・ 市販の書籍等に記載された情報、新聞やインターネット等で公表された情報
・ 口座開設申込書類や実施するアンケート等に、お客様から直接記入・入力いただいた情報
・ お客様からの電話や電子メールによるお問い合わせ等を通じてご提供いただいた情報
・ 商品や金融サービス等の提供を通じて、お客様やご紹介者からお聞きした情報
＊ お客様と当社での電話通話に関しては、お客様対応の正確性とサービスの向上のために通話内容を録音させていただいております。

11. 外部委託している主な業務

当社は業務の一部を外部委託しており、お客様の個人情報等を外部委託する主な業務には以下のようなものがあります。

・ お客様にお送りするための書面の印刷もしくは発送業務
・ 情報システム（金融商品取引、商品先物取引等）の運用・保守に関する業務
・ お客様の口座開設や各種報告書の送付等に係る事務処理業務
・ 金融商品仲介業務及び商品先物取引仲介業務に係る委託業務
・ 金融商品仲介業務及び商品先物取引仲介業務に係る帳簿書類の保管業務

12. ご質問・ご意見・苦情等

当社は、お客様からいただいた個人情報等の取り扱いに関するご質問・ご意見・苦情等に対し、迅速かつ誠実な対応に努めて参ります。ご質問・ご意見・苦情等は、当社の次の窓口まで（書面等により）お申し出ください。

AI ゴールド証券株式会社　業務管理部
〒103－0005　東京都中央区日本橋久松町 12-8
電話番号：03-6861-8383
受付時間：午前 9 時～午後 5 時（12 月 31 日から 1 月 3 日、土日及び祝日を除く。）
E メール：kanri@aigold.co.jp

13. 認定個人情報保護団体

当社は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である一般社団法人金融先物取引業界及び日本証券業協会の協会員です。各協会では、協会員の個人情報の取り扱いについての相談、苦情等を以下の窓口で受付しています。

■ 一般社団法人　金融先物取引業協会（個人情報苦情相談室）
〒101-0052　東京都千代田区神田小川町 1-3　NBF 小川町ビルディング
電話番号：03-5280-0881
受付時間：午前 9 時～午後 5 時（12 月 31 日から 1 月 3 日、土日及び祝日を除く。）

■ 日本証券業協会（個人情報報相談室）
〒103-0027　東京都中央区日本橋二丁目 11 番 2 号
電話番号：03-6665-6784
受付時間：午前 9 時～午後 5 時（12 月 31 日から 1 月 3 日、土日及び祝日を除く。）

個人情報の利用目的

当社は、お客様の個人情報等について、以下の事業内容及び利用目的の達成に必要な範囲内で、お客様の個人情報を利用いたします。なお、「金融分野における個人情報の保護に関するガイドライン（個人情報保委員会・金融庁公示）等により、要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活に関する情報その他の特別な非公開情報は、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的に利用いたしません。

1. 事業内容

(1) 金融商品取引業務（為替証拠金取引、株価指数証拠金取引、商品関連市場デリバティブ取引）及び商品先物取引業務並びに、これらに付随する業務
(2) 法律により金融商品取引業者及び商品先物取引業者である当社が所定の承認を受けたことにより営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取り扱いが承認される業務を含みます。）

2. 利用目的

(1) 金融商品取引及び商品先物取引法に基づく金融商品、商品先物取引の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
(2) 法令に基づく金融商品取引所及び商品取引所並びに自主規制機関等の調査・報告業務の要請に対応するため
(3) 当社又は関連会社、提携会社の取り扱う金融商品取引及び商品先物取引並びに、それらに関する、セミナー、サービス及びキャンペーン等の勧誘・販売・サービスの案内をするため
(4) 適合性の原則等に照らした判断等、当社の取り扱う金融商品取引及び商品先物取引やそのサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
(5) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認手続き又はご本人の代理人であることを確認するため
(6) 当社の取り扱う金融商品取引及び商品先物取引及びそのサービスをご利用いただく資格等の確認のため
(7) 当社の取り扱う金融商品取引及び商品先物取引に関する資料の提供、口座開設手続き並びに金融商品取引並びに商品先物取引の受託及びそのサービスの申込の受付のため
(8) 取引報告書等やダイレクトメールの発送等、当社の取り扱う金融商品取引及び商品先物取引やサービスの事務処理を行うため
(9) お取引の解約や解約後の事後管理のため
(10) お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や業務の履行のため
(11) お問い合わせやご相談への対応並びに、苦情及び紛争の解決を図るため
(12) 他の事業者等からの個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
(13) 市場調査及びデータ分析やアンケート調査の実施等による商品やサービスの研究や開発のため
(14) その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
(15) 以下の範囲において当社の関連会社間にて共同利用する場合

■ 共同利用する関連会社の範囲
・お客様と当社との契約に関し仲介業務を行う金融商品取引業者（各金融商品取引業者における個人情報の利用目的は各社のホームページをご覧ください。）
・お客様と当社との契約に関し媒介業務を行う金融商品仲介業者及び商品先物取引仲介業者（各仲介業者における個人情報の利用目的は各社のホームページをご覧ください。）

■ 共同利用する関連会社における利用目的
・取り扱う金融商品取引及び商品先物取引及びそれらに関するセミナー、サービス及びキャンペーン等の勧誘のため

■　共同利用する個人データの範囲
・氏名、住所、性別、年齢、職業、電話番号、メールアドレス及び仲介取引・媒介取引に係る取引情報等

■　個人情報に関する管理責任の帰属
・管理責任は当社が有しております

(16) 前各号の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引及び商品先物取引に関する口座開設の申請・届出事務」及び「これらの取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用いたします。

勧誘方針

当社は、「金融商品の販売等に関する法律」に則り、金融商品等（商品先物取引における受託契約の締結を含む。）の販売・勧誘にあたり常にお客様の信頼の確保を第一義とし、次の項目を遵守いたします。

1. 当社は、お客様の本人確認をさせていただくとともに、お客様の知識と経験、資産の状況、投資目的、投資性向等を十分把握したうえで、適切な勧誘を行います。
2. 当社は、お客様ご自身の判断でお取引いただくための、関係法令・諸規則等で義務づけられている書面等を交付の上、商品の特性や仕組み等、十分ご理解いただけるよう適切な説明に努めます。
3. 当社は、お客様のご迷惑となる時間帯には電話や訪問による投資勧誘を行いません。勧誘に際し、ご迷惑な場合はその旨を営業担当者にお申し出いただくか、内部管理責任者（03-6861-8383）までご連絡ください。
4. 当社は、お客様の信頼にお応えできるよう、常に知識技能の習得・研鑽に努めます。
5. 当社は、勧誘の適正化を図るために窓口を設置しております。お客様からのご意見・ご要望は、内部管理責任者（03-6861-8383）までご連絡ください。

反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針

当社は、健全な業務の遂行の確保並びに反社会的勢力の金融商品取引、商品先物取引、金融商品市場、及び商品先物市場からの排除を図り、以て資本市場の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的として、以下の項目を遵守します。

1. 当社は、反社会的勢力との関係を遮断し、取引関係を含め、一切の関係を持ちません。
2. 当社は、警察・暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密に連携し、反社会的勢力の排除に努めます。
3. 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、組織的に民事・刑事の両面から法的対応を行います。
4. 当社は、いかなる理由であろうと、反社会的勢力に対する資金の提供、その他一切の便宜の供与を行いません。
5. 当社は、お客様と従業員の安全確保のために必要な措置を講じます。

【上記に関するお問い合わせ先】
ＡＩゴールド証券株式会社　業務管理部
〒103-0005
東京都中央区日本橋久松町 12-8
電話番号　：　03-6861-8383
受付時間　：　9 時～17 時（祝日・休日を除く月～金曜日）

MEMO

MEMO

お問い合わせ

取引所参加者

AI ゴールド証券株式会社

東京都中央区日本橋久松町１２－８
金融商品取引業者　登録番号　関東財務局長（金商）第 282 号
加入団体　：日本証券業協会、日本投資者保護基金
コンサルティング部
TEL：　０３－６８６１－８１８１　URL：https://www.aigold.co.jp/
フリー：０１２０－９５－８１８１　E-mail：kawase@aigold.co.jp
お客様相談窓口（苦情・紛争の受付窓口）
当社では適正な勧誘が行われるよう、お客様相談窓口を設置しています。
ご意見・ご要望はお客様相談窓口（業務管理部）までご連絡ください。
TEL：　０３－６８６１－８３８３
E-mail：kanri@aigold.co.jp

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。
金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。
東 京 本 部〒103-0025　東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1　第二証券会館
大阪事務所〒541-0041　大阪市中央区北浜 1-5-5　大阪平和ビル
ＴＥＬ　：　０１２０－６４－５００５　（全国共通）
受付時間　：　月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時まで
（振替休日を含む祝日及び 12 月 31 日～1 月 3 日を除く）

日本証券業協会

TEL：　０３－６６６５－６８００　URL：https://www.jsda.or.jp/
E-mail：assen@wan.jsda.or.jp

個人情報に関する外部相談窓口

日本証券業協会　個人情報相談室
TEL　：　０３－６６６５－６７８４　URL　：https://www.jsda.or.jp/

20250201

【別紙】 くりっく株必要証拠金表

適用期間：2025年8月18日～2025年8月22日

取引の種類	取引単位	必要証拠金（1枚当あたり）
日経225 リセット付	指数の数値×100	132,890円
DAX® リセット付	指数の数値×100	55,620円
FTSE100 リセット付	指数の数値×100	16,250円
NYダウリセット付	指数の数値×10	9,100円
金ETF リセット付	ETFの価格×100	100,030円
原油ETF リセット付	ETFの価格×100	15,530円
NASDAQ-100リセット付	指数の数値×10	7,170円
ラッセル2000リセット付	指数の数値×100	7,140円
銀ETFリセット付	ETFの価格×100	20,710円
プラチナETFリセット付	ETFの価格×100	83,150円
日経225マイクロ リセット付	指数の数値×10	13,300円

適用期間：2025年8月25日～2025年8月29日

取引の種類	取引単位	必要証拠金（1枚当あたり）
日経225 リセット付	指数の数値×100	136,890円
DAX® リセット付	指数の数値×100	54,520円
FTSE100 リセット付	指数の数値×100	16,340円
NYダウリセット付	指数の数値×10	9,260円
金ETF リセット付	ETFの価格×100	98,500円
原油ETF リセット付	ETFの価格×100	14,510円
NASDAQ-100リセット付	指数の数値×10	7,190円
ラッセル2000リセット付	指数の数値×100	7,390円
銀ETFリセット付	ETFの価格×100	20,440円
プラチナETFリセット付	ETFの価格×100	74,630円
日経225マイクロ リセット付	指数の数値×10	13,700円

（注）同一原資産の取引では、リセット日が異なる取引でも同一の証拠金額となります。
但し、リセットが異なる取引間での証拠金の相殺・割引はされません。

●AIゴールド証券の定める取引所株価指数証拠金取引に係る必要証拠金額は定額方式とし、取引所が　算出し公表する株価指数証拠金基準額（以下「取引所基準額」といいます）を基に定め一週間ごとに見直します。

●取引所基準額は、各株価指数の価格変動率をもとに、所定の計算式に従い一週間ごとに見直しされます。但し、取引所が前記の方法により証拠金基準額を定めることが適正でないと判断したときは、その都度適正と認める証拠金基準額を定めることがあります。

●必要証拠金は取引所基準額に基づき、毎週見直され変更されることになりますので、最新の必要証拠金は、当社ホームページ（https://www.aigold.co.jp/cfd/tradeinfo/outline/kabu.htm）又は、取引所ホームページ（https://www.clickkabu365.jp/service/service01.html）でご覧いた